

南海地震条例関連施策整理票	
関連するテーマ	地域の防災力や備えを強化する
施策	危険物等取扱施設の安全の確保
時間軸	備えの段階～応急
内容	<p>この整理票における「危険物等」とは、「消防法の危険物（消防法第2条第7項）」、「高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）」、「火薬類（火薬類取締法第2条）」、「毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条）」をいう。</p> <p>地震・津波発生時に、爆発・火災の発生、流出による人体・動植物への直接被害、大気・水質・土壌の汚染等危険性が高いものについて、製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図る必要がある。</p> <p>そのための規制、指導、自主保安体制の確立、啓発、危険物等の災害応急対策、住民の安全確保のための体制整備が危険物等に係るそれぞれの法令等に基づき、行われている。（地域防災計画火災及び事故災害対策編第10章）</p> <p>「石油コンビナート」及び「放射性物質」に関する施設は、高知県内にない。</p>
実施主体、県の役割等	<p>平時、危険物等取扱施設の管理者は、各法令に基づき、安全性の確保を怠ってはならない。また、県は、危険物等に関する各法令に基づき、検査、指導等を行っていく。</p> <p>災害応急対策として、県警察は、危険物災害が発生し、又は火災等の災害が危険物等施設に及びおそれのある場合は、施設管理者や市町村等と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の援助協力等災害の拡大防止の措置を行う。</p> <p>施設管理者は、市町村に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告し、速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行い、消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。</p>
法体系	<p>石油タンク：「消防法」昭和52年の政令改正により、特定屋外タンクについて耐震性に関する技術上の基準が定められた。平成6年の政令改正では、基礎及び地盤に関する基準として、特定屋外タンクへの液状化対策及びすべりへの安全率が考慮されること、タンク本体に関する基準として、側板に生じる応力及び地震の影響による保有水平耐力への対応がされることが定められた。平成8年の省令改正により、特定屋外タンクに係るタンク本体の設計水平震度に対する保有水平耐力の規定が追加される。</p> <p>自家発電等の燃料タンク：「消防法第9条の4」特定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術基準は、市町村条例で定める。</p> <p>高圧ガスの貯蔵施設：「高圧ガス保安法」貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（同法第16条）、危害予防規程の作成の義務づけ（同法第26条）、従業員への保安教育の義務づけ（同法第27条）、危険時の措置と事態を発見した者への知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官への届出の義務（同法第36条）、罰則あり。</p> <p>ガスボンベ：「高圧ガス保安法、容器保安規則」</p> <p>火薬庫：「火薬類取締法」火薬庫の万一の発火あるいは爆発による影響から保護しなければならない物件（家屋、学校、鉄道、道路等）を「保安物件」として保護の必要度に応じて分類し、火薬庫の外壁からの保安距離が定められている。危害予防規程の作成の義務づけ（同法第28条）従業員への保安教育の義務づけ（同法第29条）、火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈したときの応急措置、その事態を発見した者の警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官への届出の義務づけ（同法第39条）。</p>

法体系	<p>毒物・劇物：「毒物及び劇物取締法」製造、輸入、販売を行う「毒物劇物営業者」、学術研究のために特定毒物の製造使用を許可された「特定毒物研究者」、業務上の取扱者に、飛散、漏れ、流出、しみ出、地下へのしみ込みを防ぐのに必要な措置が義務づけられている（同法第11条）。</p> <p>また、事故の際の措置として、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置をすることが義務づけられている（同法第16条の2）。違反による罰則あり（同法第25条）。</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、不特定多数の者が利用する施設（消防法施行令第1条の2第3項）、複合用途防火対象物（同項）、消防法上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所、火薬類の製造所、高圧ガスを製造する事業所、一定以上の毒物・劇物を製造又は取り扱いをしている施設等については、すでに作成している消防計画、予防規定、危害予防規程、対策計画に、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急措置の実施等に関する事項について、具体的に明示するよう義務づけられた。震度4程度以上の強い揺れ、弱い揺れでも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、安全な場所に避難することを原則とする。その後、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することも規定された。</p>
取り組み状況	<p>県、消防本部等は、危険物等の関係団体と協力して講習会、研修会等を実施し、施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施し、調査や検査を実施し、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図る。（地域防災計画一般対策編第2編第1章第11節・震災対策編第2編第2章第3節・火災及び事故災害対策編第10章）</p> <p>高圧ガスについては、移動中の災害対応として、高知県高圧ガス地域防災協議会（昭和46年設立）が組織されている。</p> <p>LPガス関係については、（社）高知県LPガス協会において、防災部会（平成17年設立）を組織して主として消費者宅の安全対策が検討されている。平成18年9月から、同協会の指導に基づき、各事業者が、ガス放出防止型高圧ホースへの転換、ガス漏洩の遮断器の設置、固定の確認等を行っている。</p>
課題	<p>危険物は、いったん事故等を引き起こすと、影響が甚大かつ広範囲に及ぶことから、法令により安全基準などが定められており、少なくともその範囲内での対策が取られている。自治体が、法令に定められる以上の安全基準等を独自に定めるためには、その必要性や効果の検証などが求められるため、困難と思われる。</p>
その他	<p>災害時</p> <p>阪神・淡路大震災時に、石油タンクが破損した。</p> <p>スマトラ沖地震のインド洋大津波により、石油タンクが津波により移動した例がある。</p> <p>2003年9月26日に発生した十勝沖地震（M8.0）では、苫小牧市を中心として数多くの石油タンクが被害を受け、それらのうち2基のタンクから火災が発生しました。これは、震源で生成された周期の長い地震動が堆積盆地内で増幅され、石油タンクの液面のスロッシングを生じさせ、浮き屋根が大きく揺動したことにより、タンク内部の原油が浮き屋根上などに漏れたことから火災が発生したといわれている。</p> <p>阪神・淡路大震災時に火災の発生したガソリンスタンド（ガソリンは消防法上の危険物）は1件も確認されていない。</p> <p>都市ガスの停止により、カセットコンロやLPガスが代替に大量に使用されたが、カセットボンベやLPガス容器が、一般ゴミとして捨てられたり、放置されたりした。カセットボンベは使い切り、釘穴をあけて廃棄すべきだが、住民のマナ・違反により、西宮ではごみ収集車の発火事故が急増した。</p> <p>98豪雨のときに、メッキ工場のシアン化合物（毒物）が、洪水による浸水で溶けだした事例があったが、大量の水に薄まり、人体への被害については問題なかった。また、震災時に、毒物・劇物による人的被害が問題になった例はない。</p>